

第9回 二子玉川地区 水辺地域づくりワーキング



日 時： 令和3年12月5日（日） 14：00～16：00

場 所： Web開催

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

第9回ワーキングの開催方法について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、基本的に「Web」形式で開催
(「Web」参加が難しい方に向けて、17名を上限として一部会場開催)
- 今回、ご参加頂けなかった方には「京浜河川事務所ホームページ」にて資料を公開し、ご意見やご質問を受け付けています。
- また、本ワーキングにて協議されたご意見や質疑応答の内容は、後日ホームページにニュースレターとして公開されます。

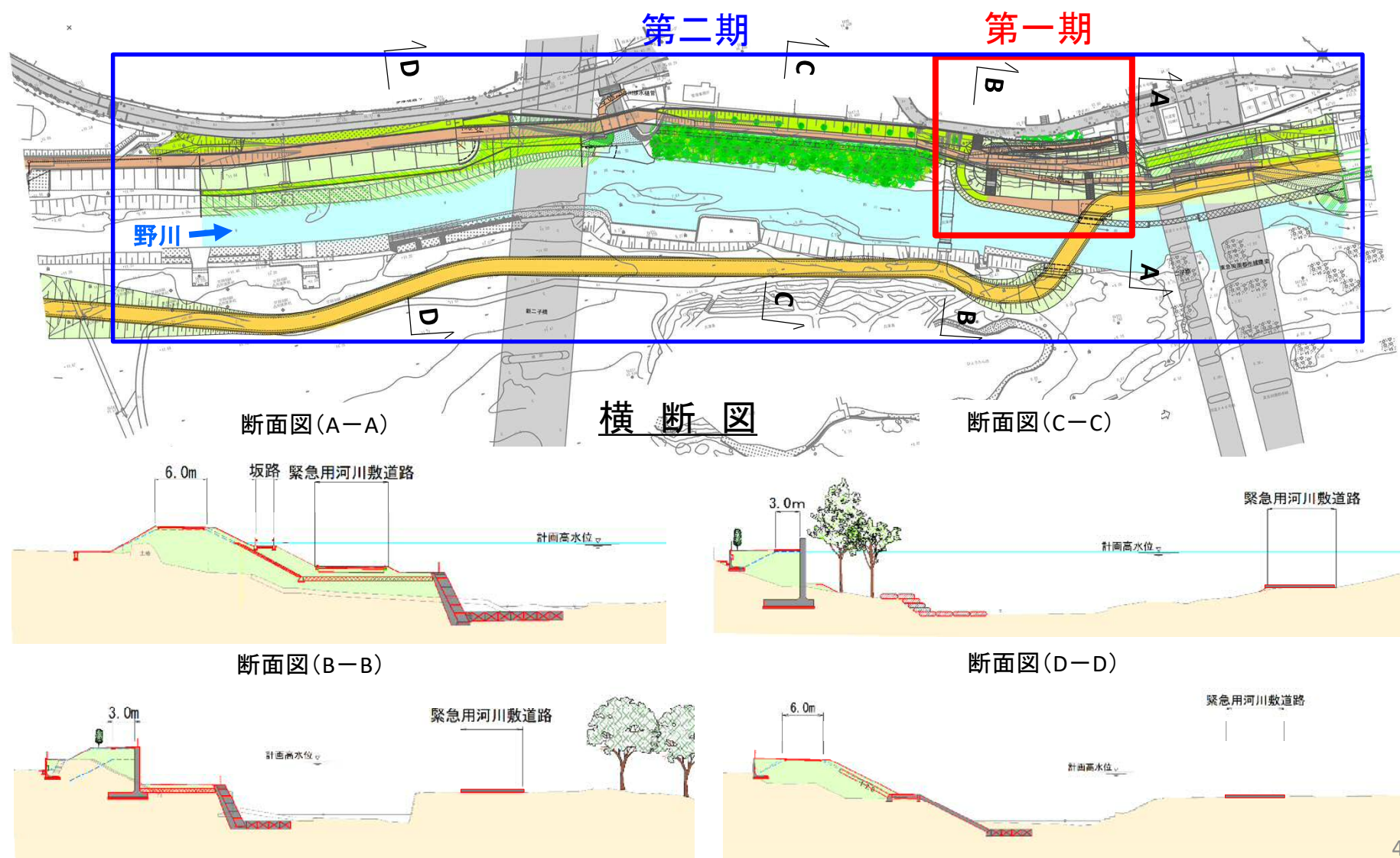
目次

1. 二子玉川地区の堤防整備について
2. 今までのワーキングの振り返りと
今回のワーキングでの討議内容について
3. 今後のワーキング討議項目について

1. 二子玉川地区の堤防整備について

二子玉川地区の堤防整備について

■二子玉川地区の堤防整備方針については、これまでの当ワーキングにおいて確認をさせていただいております。



二子玉川地区の堤防整備について

- 第一期工事は令和3年7月に完了しました。
現在、第二期工事に着手しています。

整備状況(11月20日撮影)

兵庫橋付近野川右岸側より



兵庫島公園より



第二期工事(令和4年5月までの工事範囲)について

■今回工事では、低水護岸整備、野川浄化施設の一部撤去、(仮称)新兵庫橋の橋台設置や進入路拡幅等の整備を行う予定です。



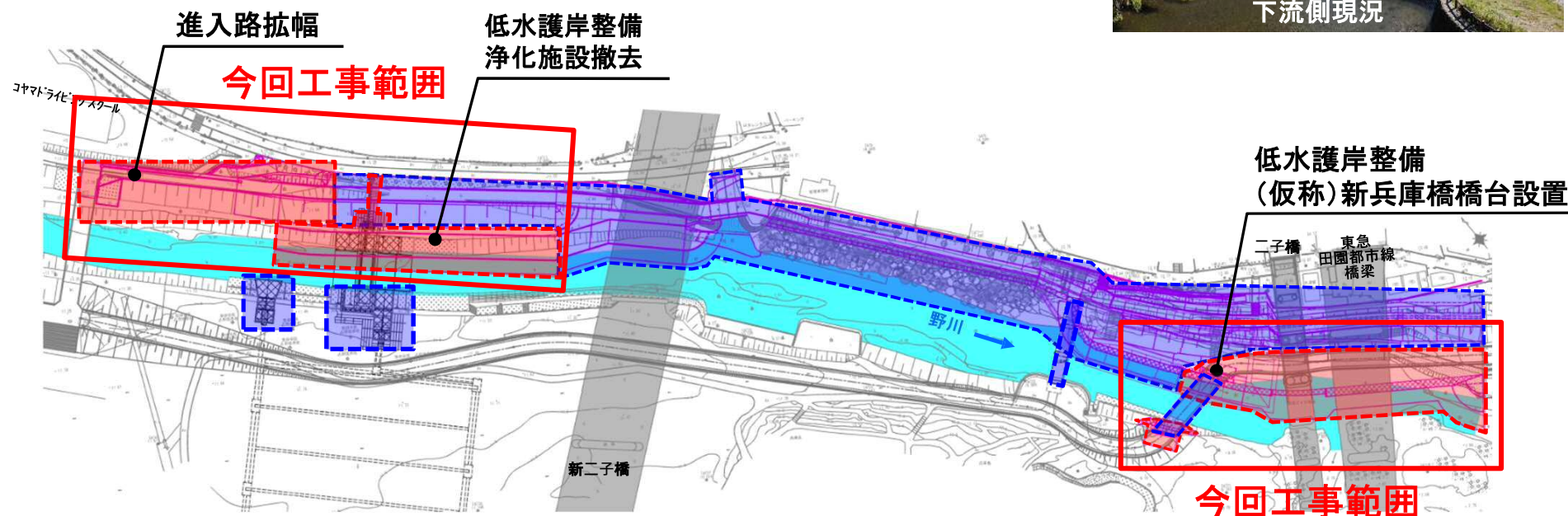
凡例



:今回工事範囲
(令和4年5月まで)



:令和4年11月以降
※6月から10月は出水期のため
工事は行わない予定です。



第二期工事完成后(令和6年度予定)のイメージ

空撮イメージ



新二子橋より下流を望む



兵庫島公園から左岸下流方向



2. 今までのワーキングの振り返りと 今回のワーキングの討議内容について

第1回～第8回WGの振り返り

	開催日と参加人数	概要
第1回	平成30年 3月3日(土):20名 3月5日(月):15名	多摩川に必要な完成堤を整備するにあたり、現存する河岸の樹木は伐採する事務局案を提示し、参加者から意見を伺った。主な意見は、「堤防整備」、「環境」、「動線」についてであり、「 出来るだけ現存する緑は残して欲しい 」という意見が多かった。
第2回	平成30年 6月1日(金):38名 6月2日(土):31名	第1回で頂いた意見を踏まえ、「連続した動線の確保」、「堤防高は確保して樹木の保全を考慮した特殊堤」、「マンション前のプライバシー確保」等を反映した整備案を示した。 その結果、樹木を極力残してほしい、水際に護岸を整備してほしい、兵庫橋を存置してほしいという意見の他、 多自然川づくりの専門家の参加、環境調査結果を示して欲しいという意見等 が出された。
第3回	平成30年 9月14日(金):22名 9月15日(土):22名	第2回で頂いた意見を踏まえ、「兵庫橋の保存」、「兵庫橋～二子橋区間の樹木保全」、「新たな植樹エリアの創出」等の修正整備案や環境調査結果を提示した。また、多自然川づくりの専門家も参加して、模型を用いた班内討議や全体討議を実施した。その結果、 兵庫橋について存置・撤去それぞれを希望する意見や天端を通行する際のマンション前のプライバシー保護に関する意見等 が出された。
第4回	平成30年 12月22日(土):32名	第3回で頂いた意見を踏まえ、「兵庫橋の保存案、撤去案」「堤防沿いの住宅へのプライバシーに配慮した植樹範囲の見直し案」等を反映した修正案を提示し、模型を使用した全体討議を実施した。 「堤防整備(高さ)」「兵庫橋の保存・撤去」「動線(堤防天端の通行)」について意見が分かれたことから、再度、次回ワーキングにて詳細設計に向けたとりまとめを行うこととなった。
第5回	令和元年 6月30日(土):24名	第4回で頂いた意見を踏まえ、「堤防の高さ」、「兵庫橋を残すか、撤去するか」、「マンション前は、プライバシー強化のための植樹」、「天端通行をするかしないか」等について模型を使用した全体討議を実施した。 マンション前の天端高を第4回ワーキングの意見を踏まえた計画堤防高で設計を進めるとともに、次回ワーキング以降、「兵庫橋撤去後の代替機能」、「堤防天端通行」、「樹木の植樹」について整備案を提案することとなった。
第6回	令和2年 9月26日(土):22名	第1回～第5回のワーキングを受けて課題の振り返りとして、「兵庫橋関連」、「樹木関連」、「動線関係」、「今後のワーキング開催方法」について意見を伺った。
第7回	令和3年 3月13日(土):42名	樹木調査結果をふまえ、移植可能な樹木の選定結果等を報告し、「樹木の植樹及び移植等」に関する対応方針案を説明し、全体討議を実施した。その結果、樹木移植の必要性に関する意見やプライバシー確保のための植樹に関する意見等が出された。次回ワーキング以降、「 植樹・移植の対応方針 」「 兵庫橋撤去後の代替機能 」、「 久地陸間の廃止を含む堤防天端の通行 」について整備案を提案することとなった。
第8回	令和3年 7月11日(日):47名	「移植可能な樹木の取扱い」、「植栽の取扱い」、「兵庫橋撤去後の代替」について方針を説明し、討議を実施した。 樹木の移植は実施しない こととしたほか、植栽に用いる樹種の選定、兵庫橋撤去後のモニュメント等について意見が出された。また、「堤防天端の通行」に関して多くの意見が出され、 次回ワーキングでは「堤防天端の通行」について協議することとなった。

今回のワーキングの討議内容について

■これまでのワーキングの中で、課題は次の3つに絞られました。

1. 天端の通行(久地陸閘の閉鎖についても含む)
2. 樹木の植樹
3. 兵庫橋撤去後の代替機能(メモリアル)



本日は、

1) 天端の通行

2) 兵庫橋撤去後の代替機能(メモリアル)
についてご説明いたします。

今後のワーキング討議項目について

検討項目		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
工事期間		第一期 工事		第二期工事		
1. 樹木の移植 及び植樹	移植可能な樹 木の取扱い	討議 → (終了)				
	樹木の植樹	討議 →				
2. 天端の通行 (久地陸閘の 閉鎖についても 含む)	天端の通行	討議 →				
	久地陸閘の 閉鎖		討議 →			
3. 兵庫橋撤去後の代替(メモ リアル)			討議 →			
報告等				→		

【堤防完成】

第8回ワーキング後に寄せられた質問

質問1) 天端通行議論の範囲について、ブランスニ子玉川、グランスイートニ子玉川との位置関係を示してほしい

質問2) 植栽の可能な範囲について、正確な範囲を示してほしい



後ほど、ご説明します

1) 天端の通行について

①現地状況の確認

現在の歩行者動線 二子玉川駅～鎌田地区方面

- > : 主なルート
- : 動線 (歩行者のみ)
- : 動線 (車道あり)
- : 一方通行
- : たまりパー50 (ウォーキングコース)



堤防整備後の歩行者動線 二子玉川駅～鎌田地区方面

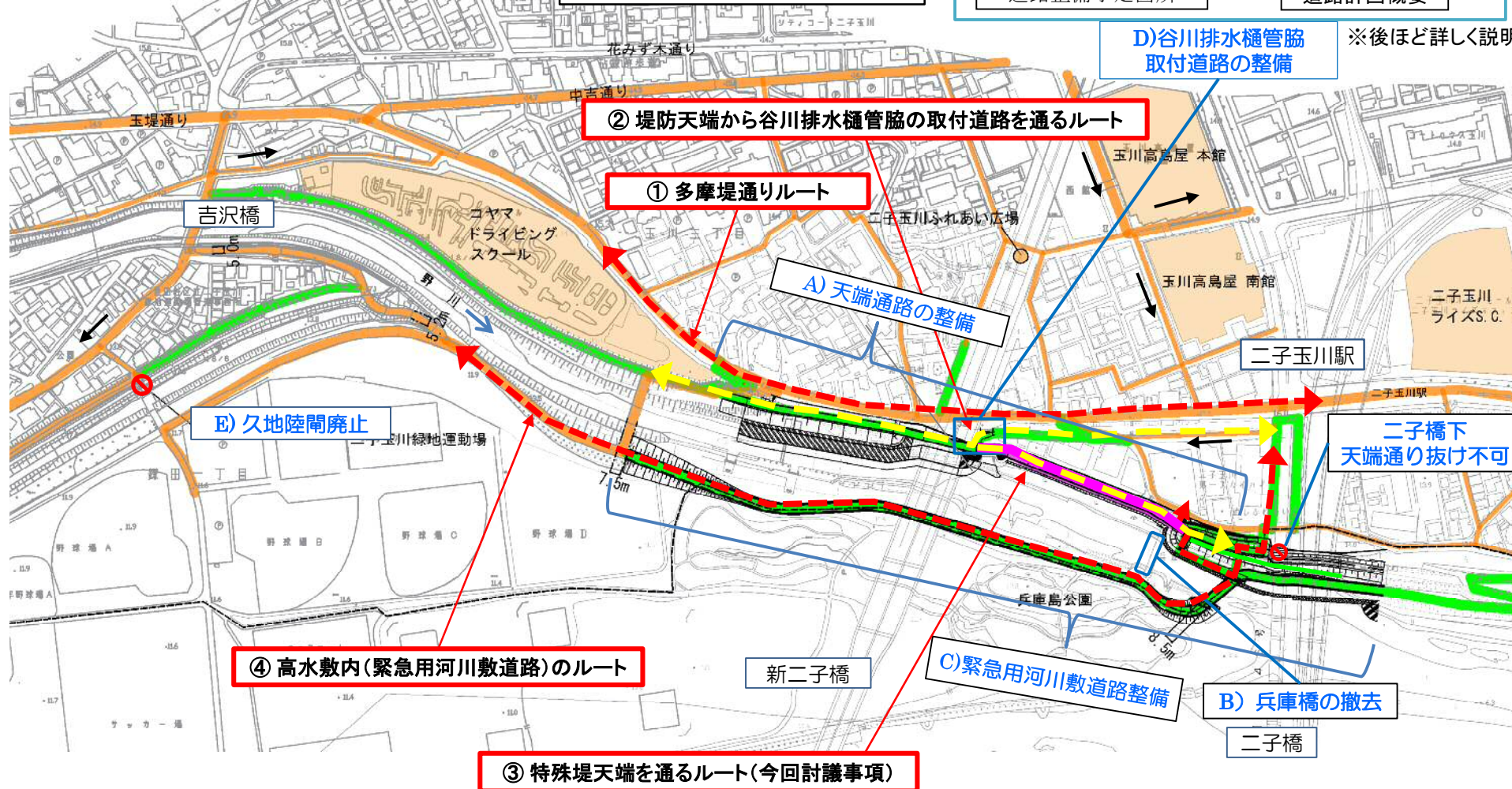
【動線（歩行者）に関わる整備概要】

- A) 堤防整備に伴う天端通路の整備
- B) 兵庫橋の撤去
- C) 緊急用河川敷道路（渡河橋含む）の整備
- D) 谷川排水樋管脇 取付道路の整備
- E) 久地陸間廃止（時期未定）

- ➡ : 主なルート
- ➡ : 新規設置ルート
- : 動線（歩行者のみ）
- : 天端通路議論の範囲
- : 動線（車道あり）
- ➡ : 一方通行
- : たまりバー50（ウォーキングコース）



※後ほど詳しく説明

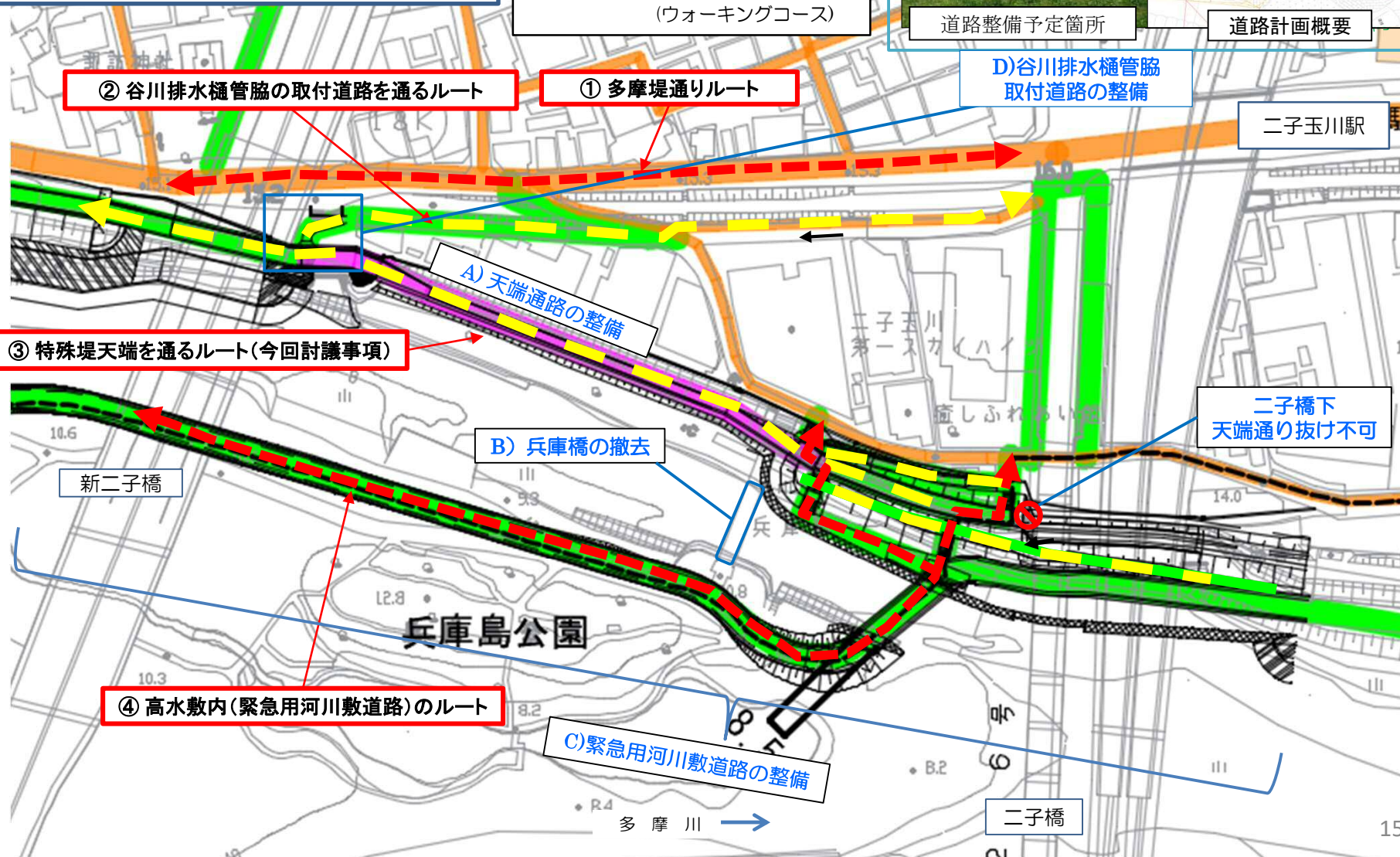


堤防整備後の歩行者動線 特殊堤区間拡大

【動線（歩行者）に関わる整備概要】

- A) 堤防整備に伴う天端通路の整備
- B) 兵庫橋の撤去
- C) 緊急用河川敷道路（渡河橋含む）の整備
- D) 谷川排水樋管脇 取付道路の整備

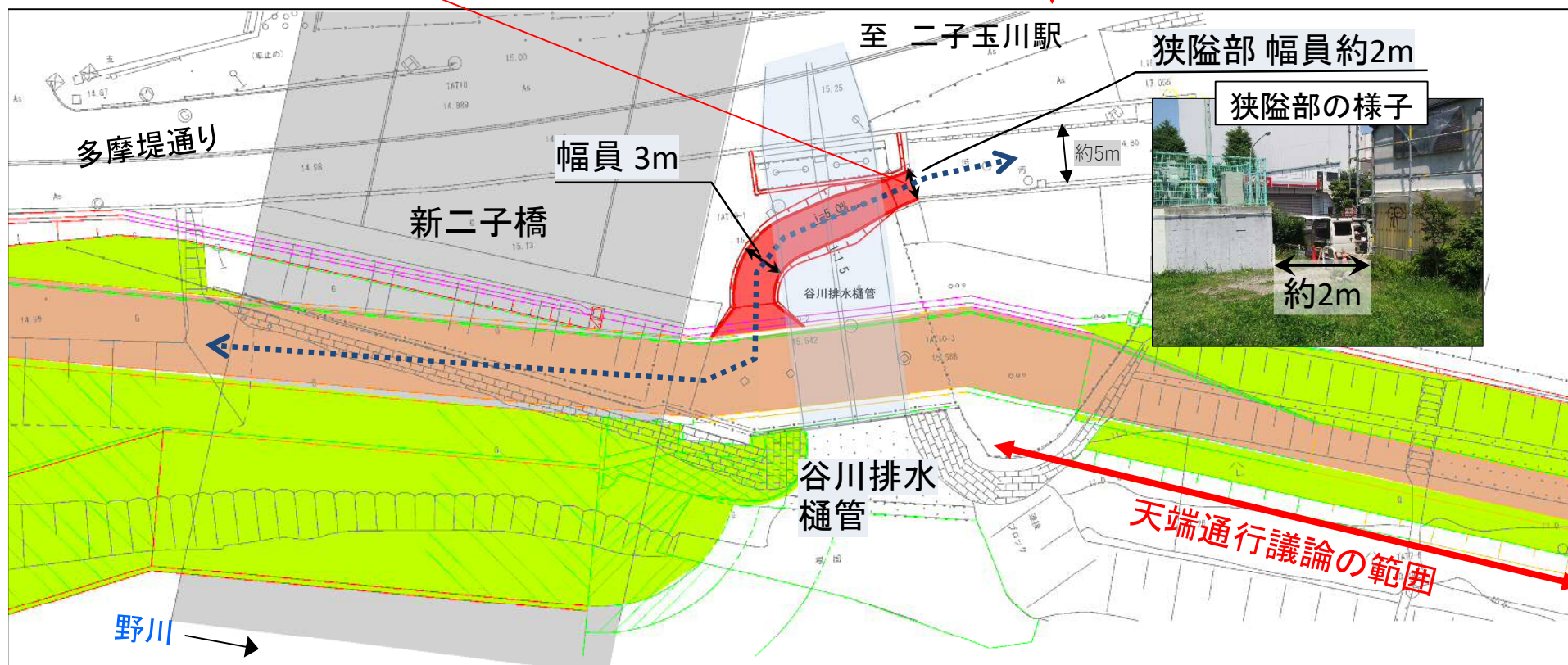
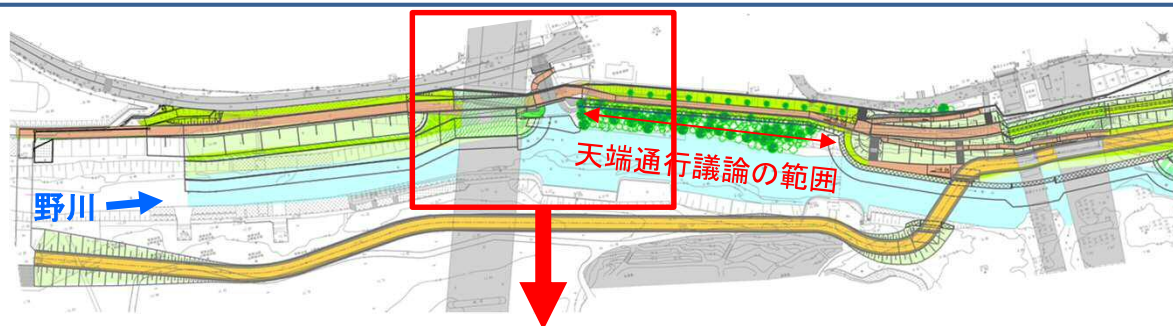
- ➡ : 主なルート
- ➡ : 新規設置ルート
- : 動線（歩行者のみ）
- : 天端通行議論の範囲
- : 動線（車道あり）
- ➡ : 一方通行
- : たまりバー50（ウォーキングコース）



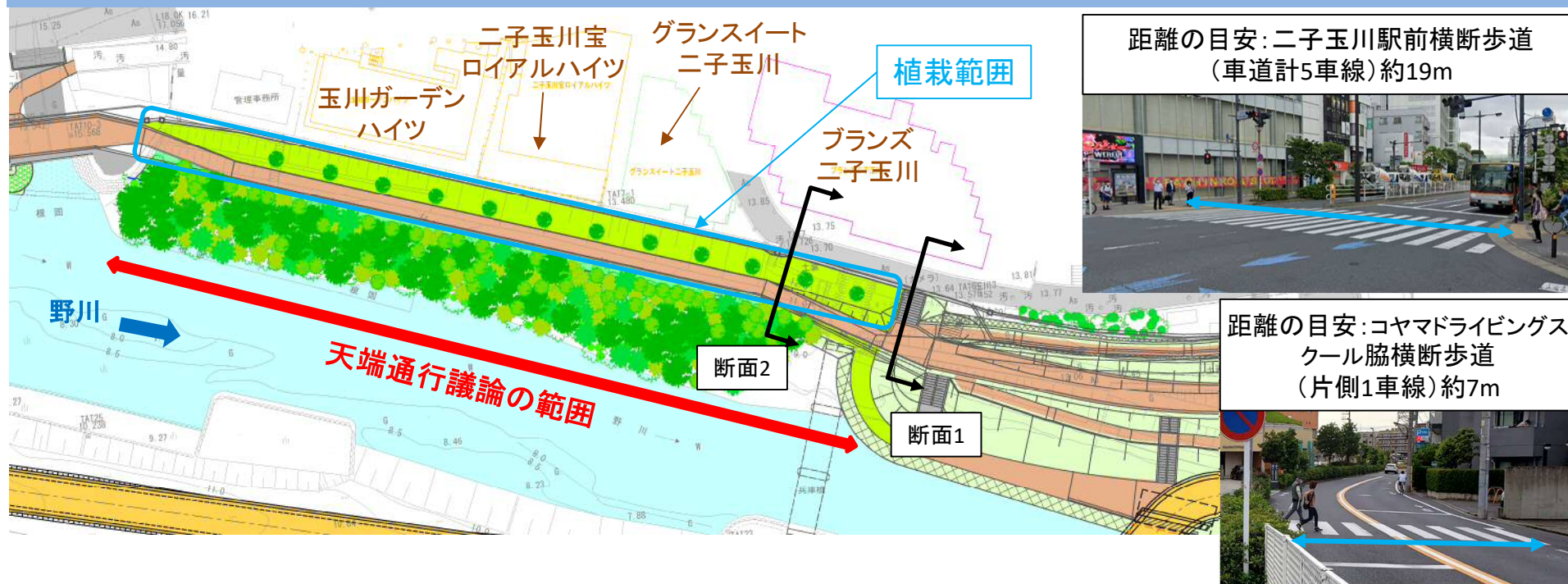
谷川排水樋管脇取付道路について

- 谷川排水樋管脇にアクセス路の整備を予定しています。
ただし、狭い箇所で約2mの幅となる予定です。

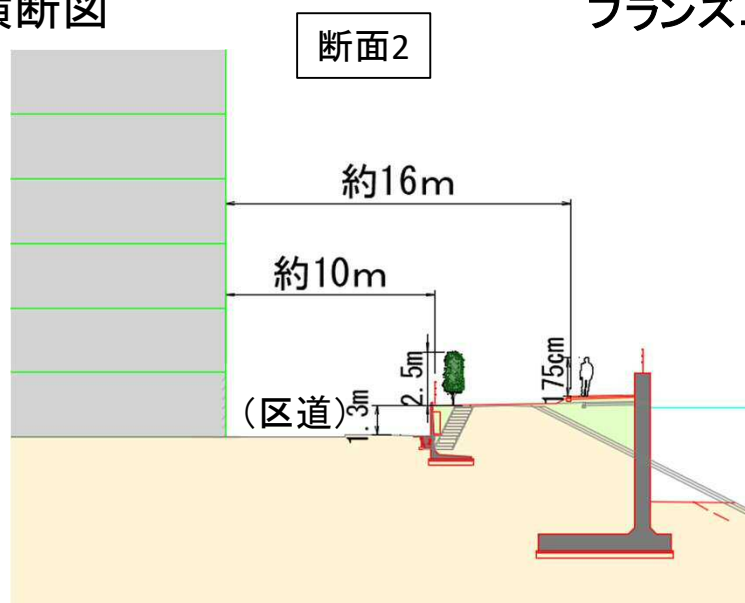
アクセス路を整備予定
一番狭い箇所で約2mとなる



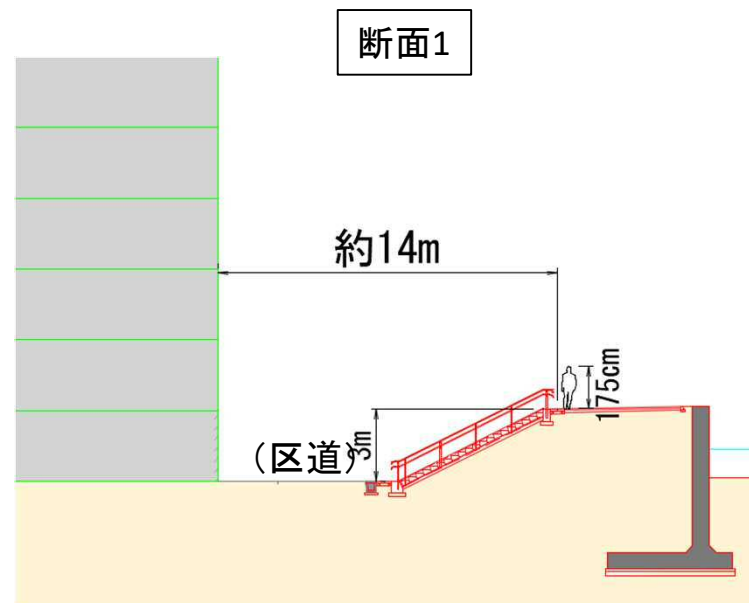
堤防整備後の近接住居との位置関係



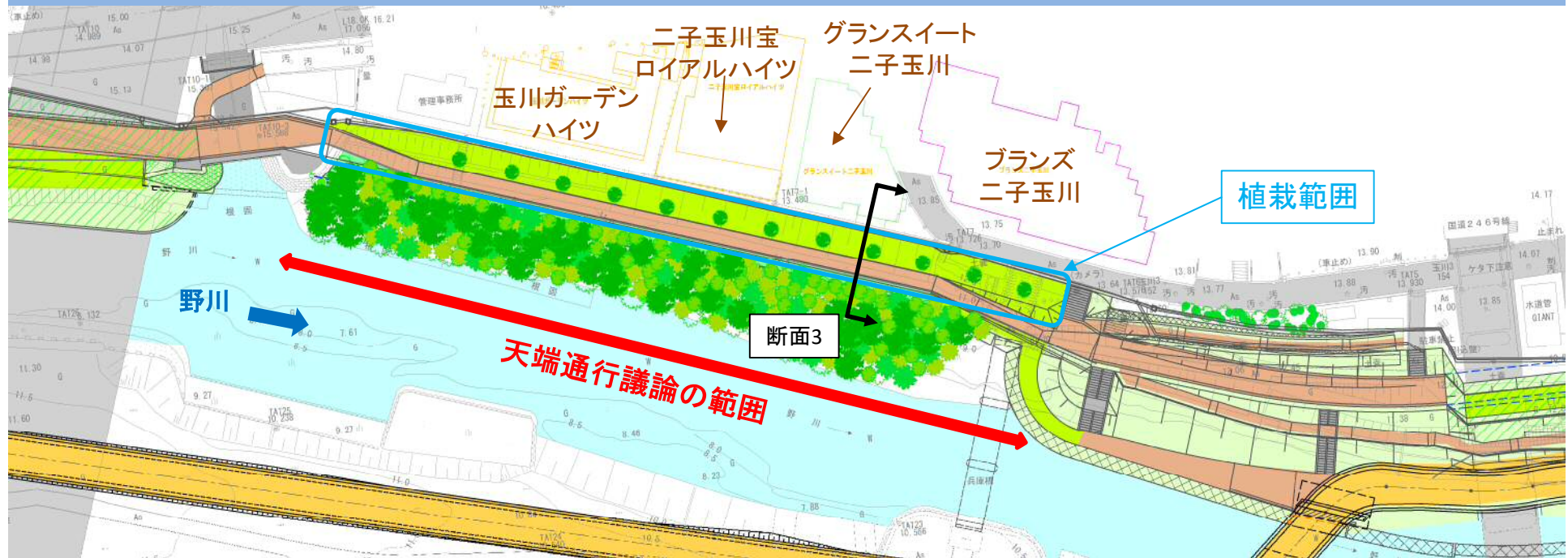
横断図



ブランドニ子玉川

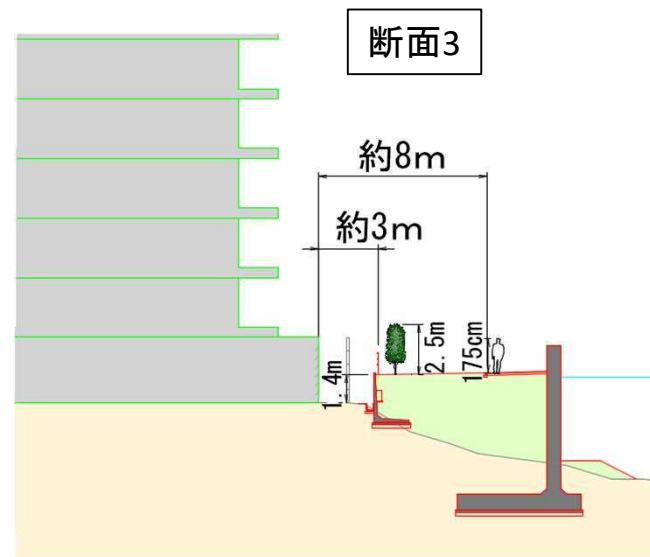


堤防整備後の近接住居との位置関係



横断面図

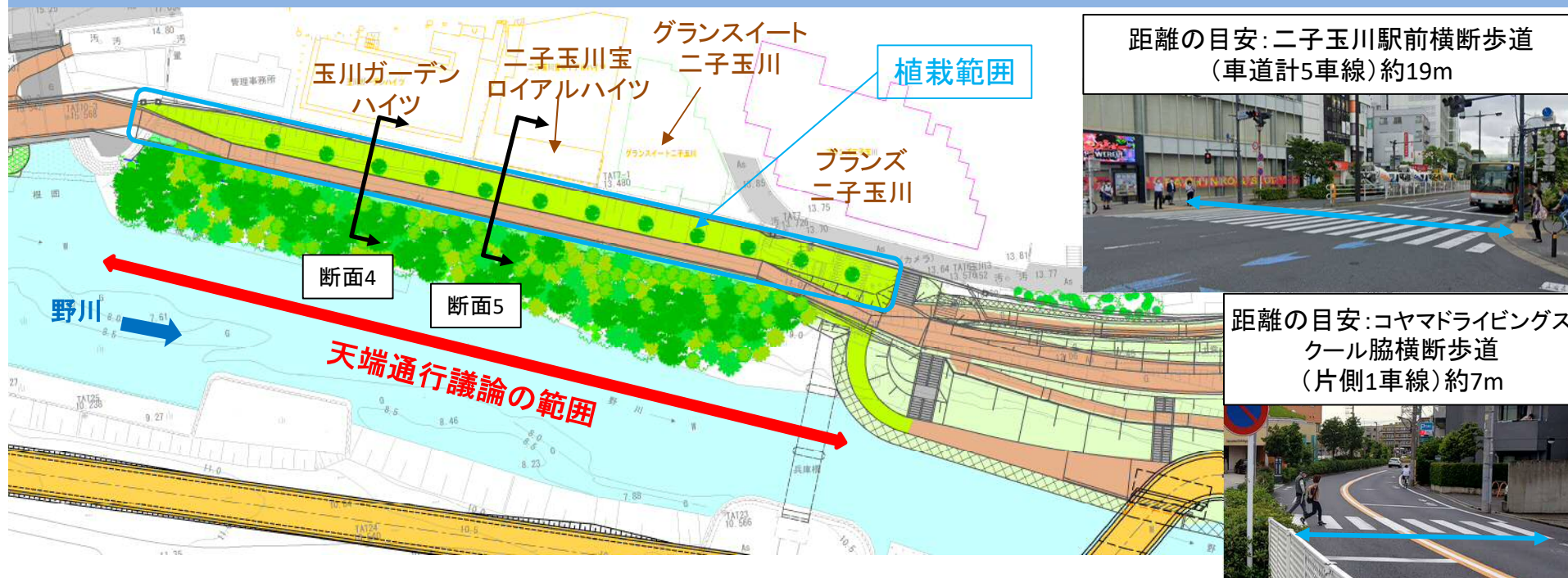
グランスイートニ子玉川



距離の目安: コヤマドライビングスクール脇横断歩道
(片側1車線) 約7m

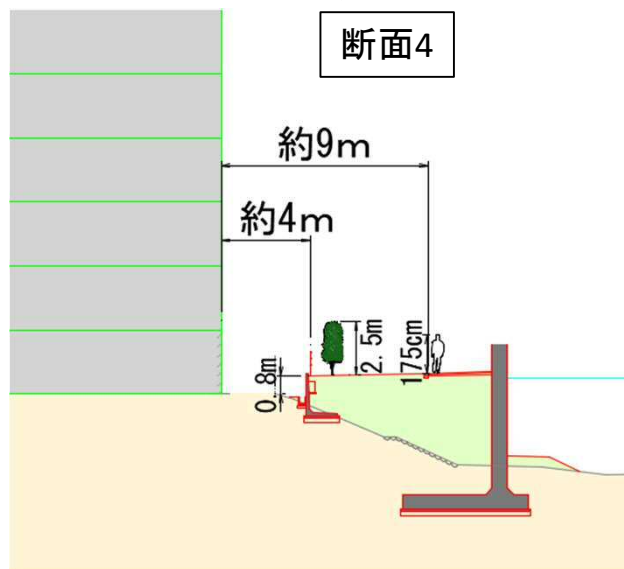


堤防整備後の近接住居との位置関係

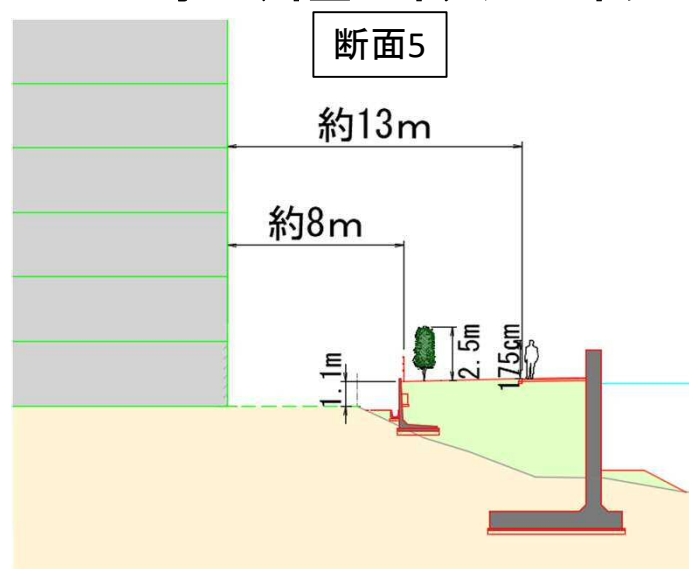


横断図

玉川ガーデンハイツ



ニ子玉川宝ロイヤルハイツ



②それぞれの立場、意見

天端通行に関してのみなさまの立場・意見等

これまでのWGで寄せられたご意見

天端通行を不可とすべき

- ・ 天端を通行する人から、近隣マンション内が覗かれる懸念がある。プライバシー保護は必要である。
- ・ 防犯上の問題が心配である。近隣のマンションは、手前を人が通る前提で設計されていない。
- ・ 区道へ抜ける道が確保されるのであれば、天端を通す必要はない。また、すでにある道路や緊急用河川敷道路を利用すればよい。
- ・ 現在でも夜間に騒ぐ人がおり、騒音が悪化するのではないか。
- ・ 違法駐輪が増えるのではないか。
- ・ 野鳥のエリアに人が往来することで悪影響があるのではないか。
- ・ 目隠し植樹が倒木した場合の安全性が心配。
- ・ 目隠し植樹の管理の負担増は受け入れられない。

天端通行を可能とすべき

- ・ 散歩で利用している人が多い。堤防はみんなのものであり、自由に通れることも考えるべき。
- ・ 多摩川の堤防は通常、一般の人が通れる形となっている。この区間だけ通れなくするのは如何なものか。
- ・ 多摩堤通りは狭く危ないので、子供たちの通学路や通勤路として天端道路を利用したい。
- ・ 迂回路は散歩する人からすると安全性が低い。
- ・ 安全上の問題を配慮するとなれば、堤防上を通さないということは少し行き過ぎではとも思う。
- ・ 堤防上の通路は鎌田の多摩川河原での花火大会を観にくる人々の動線になっている。
- ・ (広域避難場所への)避難の問題も含めて、通れるようにすべき。

天端通行に関する懸念事項

- 通行者からのプライバシーの保護
- 防犯上の問題
- 転落の危険性
- 通行者による夜間の騒音による住環境の悪化
- 違法駐輪される恐れ
- 野鳥のエリアに人が往来することの悪影響
- 目隠し植樹に関して
 - 倒木の危険性
 - 落葉の清掃作業等の負担

天端通行を可能にする理由・メリット

- 多摩川の堤防は通常、一般の人が通れる形となっている
- 散策路として利用可能
- 通学路や通勤路として利用でき、安全性が向上
- 鎌田の多摩川花火大会など河川敷でのイベント時の動線
- 地震時の広域避難場所となっている多摩川河川敷への、避難時の動線拡充

天端通行に関しての河川管理者の立場・意見等

河川は公共用物であり、通常堤防の天端は、自由使用として、一般の利用に供されるものである。

関連する法律、指針等

【河川法】

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

【堤防天端に関して】

- 浸透水に対して必要な堤防断面幅を確保するために必要であるほか、常時の河川巡視、洪水時の水防活動等のために必要。
- 管理用通路として、散策路や高水敷のアクセス路として、日常的に住民の利用に供している。
- 散策路や高水敷へのアクセス路として、河川空間のうちで最も利用されている空間である。

「解説・河川管理施設等構造令」より抜粋

【河川の使用に関して】

- 一般公衆が、河川管理者から許可などの何らかの行為を要することなく自由に行うことができる河川使用を「自由使用」と呼ぶ。

「よくわかる河川法」より抜粋

天端通行に関しての世田谷区の立場・意見等

- ・堤防天端を含む河川区域は、公共用物・区民共有の財産であり、天端道路は、自由使用の原則に鑑みて、一般の用に供するべきであると考えます。

上記の前提の上に、

- (1) 区の都市整備方針（区の都市計画マスタープラン）の二子玉川周辺地区において、まちなかを散策・回遊できるまちの形成を図ることとしていることに整合するものと考えます。
- (2) 歩道のない多摩堤通り等の歩行空間の代替として、安全な通行の確保に寄与するものと考えます。また、二子橋一帯の河川敷が都の指定する「広域避難場所」となっていることから災害時における円滑な避難にも寄与するものと考えます。

関連する方針等

1. 河川区域内の土地について（国土交通省資料「河川敷地の占用許可制度について（抜粋）」）
河川区域内の土地は、河川管理施設と相まって、洪水による被害を除却・軽減させるためのものであり、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占用は原則として認めるべきではない。
2. 世田谷区都市整備方針（抜粋）
二子玉川駅周辺地区：居住者・来街者・就業者など多くの人が文化・芸術・健康・スポーツに親しめる交流の場づくりを進めるとともに、豊富な自然資源を活かし、安全で快適にまちなかを散策・回遊できるまちの形成を図ります。
3. 二子玉川まちづくり基本方針（抜粋）
 - ・多摩川や河川敷を積極的に活用し、「かわ」と「まち」との良好な関係づくりを目指します。
 - ・安全で快適な交通環境づくり 交通機能の強化や歩行者優先のルールづくり、歩行空間の充実により、安全で快適なまちづくりを目指します。
 - ・歴史文化や自然資源、駅周辺を中心としたにぎわいを意識した、回遊性ルートの充実を図ります。

③天端通行に関する懸念事項 およびその対策

対策案① 目隠し樹木の植樹

- 通行者からのプライバシーの保護、防犯、転落の危険性への対策として、目隠しとなる樹木を植樹します。
- 工事により失われる樹木の復元にも寄与します。

■ 樹木の配置方針

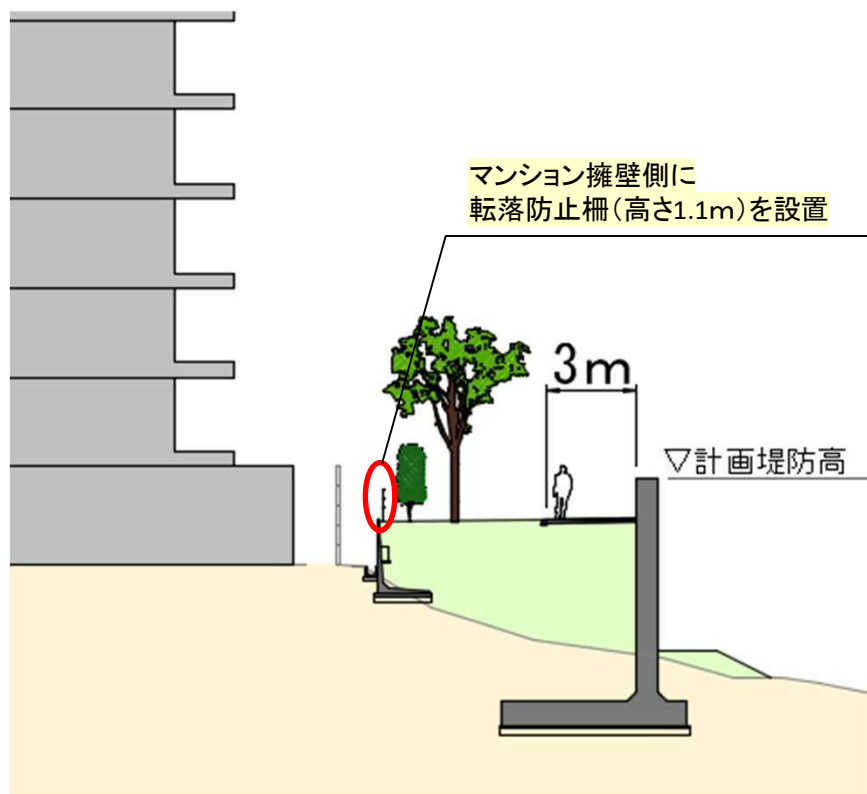
- ① 水平方向の目隠しとして低木（樹高2～3m程度）を配置
- ② 垂直方向の目隠し及びアクセントとして中高木（樹高6m～7m程度）の配置についても検討
- ③ 植樹場所は特殊堤の天端部分
- ④ 伐採木の代替として、野鳥の利用等が期待されている



対策案② マンション側に柵を設置

■転落の危険性への対策として、転落防止柵をマンション側の擁壁に設置します。

横断図



転落防止柵イメージ



対策案③ 天端通行に関する懸念事項等

■夜間等の騒音・放置自転車について

河川の利用にあたっては、騒音を出したり自転車を放置するなど、他の河川利用者や近隣住民の迷惑となるような使用を行わないようよう占用予定者である世田谷区と河川管理者が協力して注意喚起を行うなど適切に対応します。

■目隠し樹木の管理について

樹木の管理については、占用予定者である世田谷区に管理していただくことで調整中です。

■落葉の清掃作業等の負担について

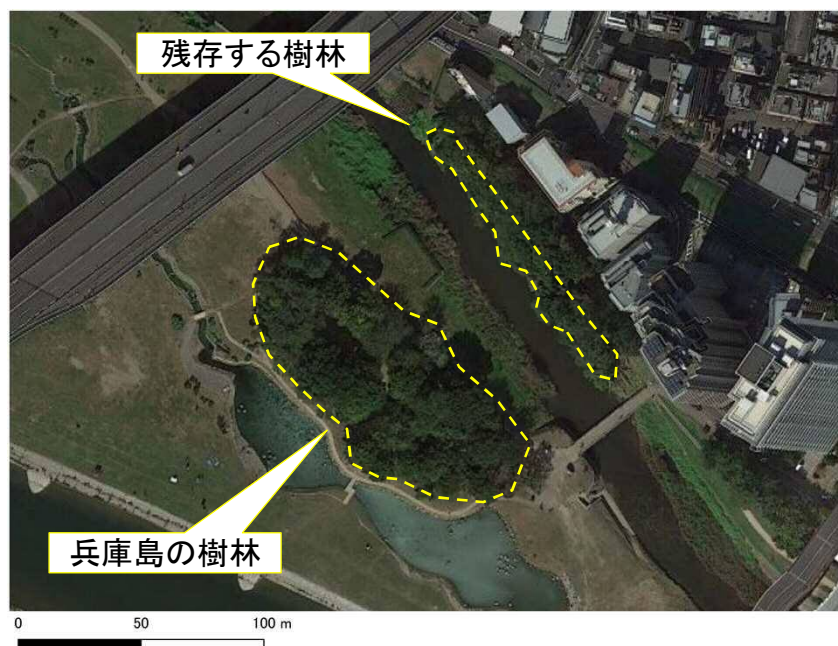
倒木や落葉に配慮した樹種や配置を検討します。

対策案④ 野鳥生息エリアへの立ち入りについて

- 現地の確認種は都市域でも普通に確認される種であり、安全距離が比較的小さい種である。
- 過年度の調査では営巣地などは確認されていないため、繁殖に対する影響は小さい。(カラス類等の都市でも営巣可能な種が営巣している可能性はあるが、その影響は小さい)
- より重要な利用環境として兵庫島の樹林が隣接しており、そこを起点として残存する樹林を利用することが考えられる。



- 野鳥のエリアに人が往来することに対しての影響は小さいと考えられる。



市街地でも普通に確認される種で構成

環境調査で確認された種リスト

No.	種名	H23.1 調査(冬)	H23.5 調査(春)
1	カイツブリ※ ¹	○	
2	カワウ※ ¹	○	○
3	ダイサギ※ ¹	○	○
4	コサギ※ ¹	○	○
5	アオサギ※ ¹		○
6	ドバト	○	○
7	キジバト		○
8	カワセミ※ ¹	○	
9	コゲラ		○
10	ツバメ※ ²		○
11	イワツバメ※ ²		○
12	ハクセキレイ※ ¹	○	○
13	セグロセキレイ※ ¹		○
14	ヒヨドリ	○	○
15	ツグミ※ ³	○	
16	シジュウカラ	○	○
17	メジロ		○
18	カワラヒワ		○
19	スズメ	○	○
20	ムクドリ		○
21	ハシボソガラス	○	○
22	ハシブトガラス		○

※¹: 水域を利用する鳥類 ※²: 夏鳥 ※³: 冬鳥

環境調査手法: スポットセンサス法による調査
調査時期: 繁殖期(H23.5)、越冬期(H23.1)

28

※環境調査で確認された種リストについては、ワーキングでのご指摘をうけ、記載を修正しています。(ワーキング後修正)

対策案⑤ 目隠し樹木の樹種選定

- 目的：隣接する居住地のプライバシー確保のため、樹木を植樹するもの。
- 方針：A：植樹場所は特殊堤の天端部分のため、根の深さ、幅2m程度
B：新規購入による（移植可能樹木は質・量とも安定しないため使用しない）

選定条件	低木 (高さ2~3m程度)	中高木 (高さ6~7m程度)
①神奈川・東京周辺で生育・入手可能な種	○	○
②一般に生垣や列植に用いられる種	○	○
③冬でも落葉せず目隠しとなる種（常緑樹）	○	
④病虫害や乾燥等に耐性がある（枯死しにくい）	○	○
⑤花粉によるアレルギーの可能性が低い	○	○
⑥樹形が広がらない（風の影響を受けにくく倒木しにくい）	○	○
⑦我が国の生態系に被害を及ぼす恐れのある外来種でない	○	○
⑧チャドクガの発生するツバキ類を除く	○	○

【付加項目】…選定条件を満たした上で、選定に考慮する項目

- 季節変化が見られる（実が目立つ、花が美しいなど）
- 花が大きい、色が美しい、香りが良いなど
- 鳥や虫が集まる（種子や花蜜）
- 世田谷区の緑化のガイドブックで例示されている種

天端通行に関しての懸念事項等について(まとめ)

天端の通行に関しての懸念事項と、懸念事項に対して、河川管理者及び占用予定者である世田谷区で実施できる対策（案）についてまとめました。

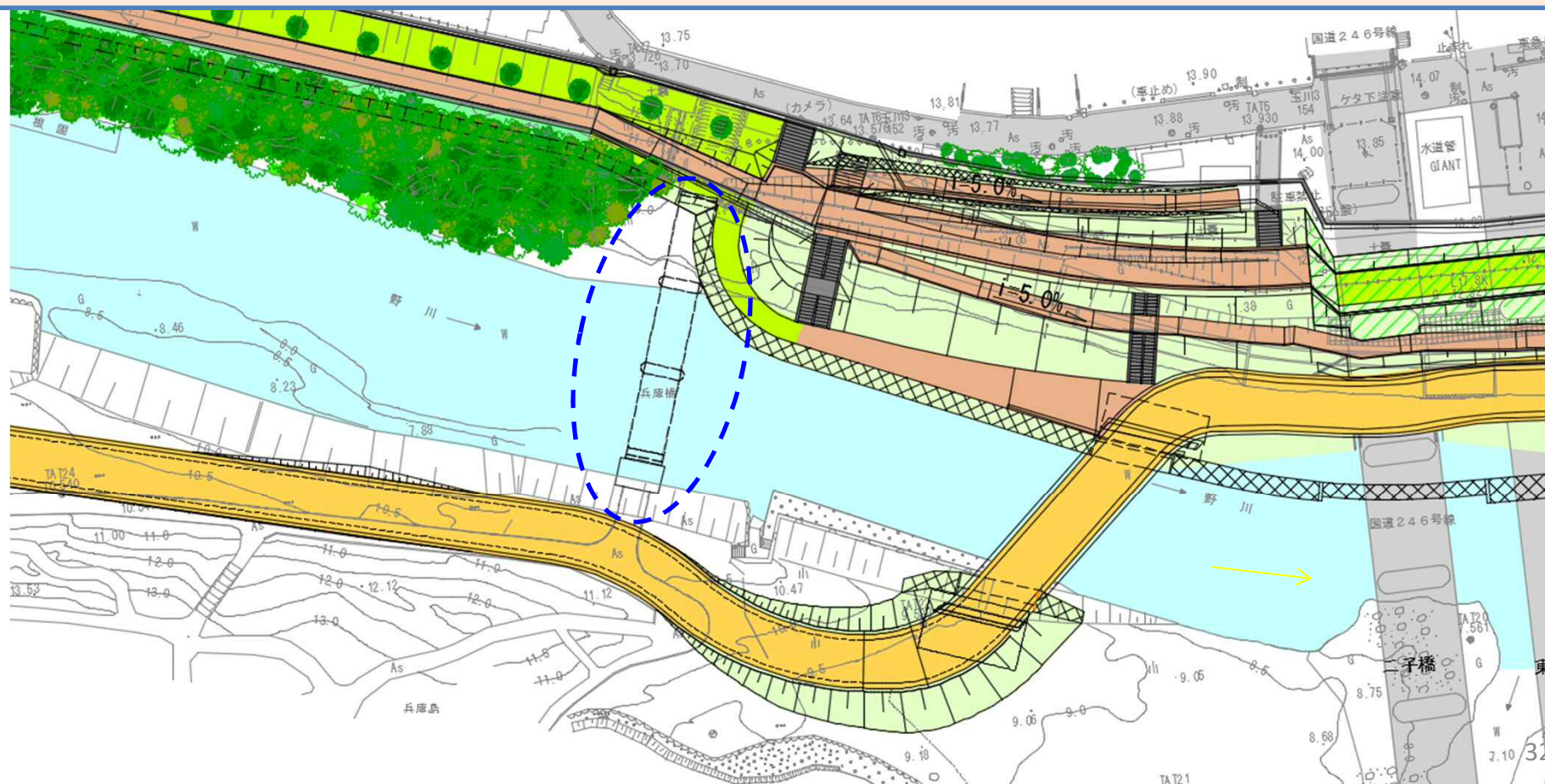
天端通行に関する懸念事項等	対策（案）	ページ
○通行者からのプライバシーの保護 ○防犯上の問題 ○転落の危険性	目隠しとなる樹木の植樹 マンション側に柵を設置	25ページ 26ページ
○通行者により夜間の騒音がひどくなる恐れ ○違法駐輪される恐れ	河川の利用にあたっては、騒音を出したり自転車を放置するなど、他の河川利用者や近隣住民の迷惑となるような使用を行わないよう占用予定者である世田谷区と河川管理者が協力して注意喚起を行うなど適切に対応します。	27ページ
○野鳥のエリアに人が往来することの悪影響	営巣している鳥類は確認されておらず、兵庫島の環境が残るため影響は少ないと考えられる。	28ページ
目隠し植樹に関して	対策（案）	ページ
○倒木の危険性 ○アレルギー	倒木が発生しにくい樹種選定 アレルギーの発生しにくい樹種の選定	29ページ
○目隠し樹木の管理について ○落葉の清掃作業等の負担	樹木の管理については、世田谷区に管理していただくことで調整中です。 倒木や落葉に配慮した樹種や配置を検討します。	27ページ
天端通行に関してのご意見	回答	ページ
○区道へ抜ける道としてアクセス路も確保されるのであれば、天端を通す必要はない	谷川排水樋管脇取付道路は、道幅が狭い箇所ができるため、ボトルネックとなることが懸念され、特殊堤の天端を通すことで、通行者を分散した方が良いと考えます。	16ページ

2) 兵庫橋撤去後の代替（メモリアル） について

3) 兵庫橋撤去後の代替(メモリアル)(前回ワーキングの振り返り)

■頂いたご意見

- 安全になることは大事だが、二子玉川らしさを残してほしい
- 兵庫島については、江戸時代から歴史がある。兵庫橋が現在の位置にあって発展してきた経緯もあるので別の形でもいいから何か残しておいてほしい。
- 浸水のリスクを下げるため、野川の流れを阻害するものは設けるべきではない。
- 飛び石など事故やケガの原因となるものは避けるべきでないか。



3) 兵庫橋撤去後の代替(メモリアル)

兵庫橋のメモリアルとして、記念碑設置(右岸側、河道内オブジェ)、飛石設置が考えられますが、治水安全性、利用者の安全性、維持管理の観点から、記念碑設置が有力と考えています。

	案1: 記念碑設置 (現橋の親柱等の再利用)	案2: 記念碑設置 (野川河道内オブジェ)	案3: 飛石設置
模式図			
概要	兵庫橋の親柱等を活用したモニュメント等の記念碑を設置	兵庫橋の橋脚位置付近の水中に橋の痕跡を残す石などを設置	兵庫橋の位置に徒歩で左岸側から兵庫島公園へ渡れる飛石を設置
治水安全性	野川の河道内に支障物の設置がない ○	影響は大きいものの、野川の河道内に構造物を設置することとなる △	飛石の設置により、野川の河積が若干小さくなる △
機能性	歩行者は下流側の新橋を通る必要がある △	歩行者は下流側の新橋を通る必要がある △	増水時は通れないが、歩行者が兵庫島公園にアクセスしやすい ○
利用者の安全性	利用者の安全性の課題はない ○	野川の河道内に立ち入らないため、利用者の安全性の課題はない ○	通行時に転落の恐れがあるなど、利用者の安全性に課題は残る △
親水性	モニュメント等の設置のみなので、親水性はない ×	河道内に入って遊んだりする場合に利用できる ○	通行時など水に親しむことが可能 ○
維持管理	維持管理面の課題はない ○	ゴミ等がひっかかった場合に撤去が必要 △	ゴミ等がひっかかった場合に撤去が必要 増水時に立入禁止措置などを講じる必要 ×
コスト	現橋の親柱や銘板を再利用すれば、設置の費用のみとできる ○	飛石よりは簡易な構造とできるため、費用を抑えられる ○	安全な構造とするには、大がかりな工事となるため、費用がかかる △

3) 兵庫橋撤去後の代替(メモリアル)

橋梁撤去後のメモリアルの事例としては、以下のようなものがあります。

記念碑



記念碑



飛び石



記念碑



案内板



3. 今後のワーキング討議項目について

今後のワーキング討議項目について

検討項目		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
工事期間		第一期 工事		第二期工事		
1. 樹木の移植 及び植樹	移植可能な樹 木の取扱い	討議 →		第8回ワーキングで終了		
	樹木の植樹	討議 →				
2. 天端の通行 (久地陸閘の 閉鎖についても 含む)	天端の通行	討議 →				
	久地陸閘の 閉鎖		討議 →			
3. 兵庫橋撤去後の代替(メモリアル)			討議 →			
報告等				→		

【堤防完成】

ご清聴ありがとうございました